平成 27 年 2 月 2 日 鳥取県公報号外第 9 号別冊 (2 分 冊 0 1)

平成26年度

行政監查結果報告書

【税外未収金の債権管理】

平成27年2月 鳥 取 県 監 査 委 員

鳥 取 県 議 会 議 長 野 田 修 様 鳥 取 県 知 事 平 井 伸 治 様 鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人 様 鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子 様

鳥取県監査委員 岡 本 康 宏

鳥取県監査委員 伊 木 隆 司

鳥取県監査委員 湯 口 夏 史

鳥取県監査委員 浜 田 妙 子

鳥取県監査委員 安 田 優 子

行 政 監 查 結 果 報 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定による行政監査を執行したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり提出します。

人

第1	監査の概要	
1	行政監査の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	監査対象事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	監査対象事務の選定理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	実施期間 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1
5	監査対象年度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
6	監査対象機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
7	実施方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
8	監査の着眼点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
9	監査の執行者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第2	税外未収金の概要	
1	税外未収金の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	監査対象未収金の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第3	監査結果及び監査意見	
1		7
2	債権管理の各段階における対応状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
3	財源確保推進課の取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
第4	総括意見	14
(参	考)	
資料	料1 債権ごとの未収状況	15
資料	料2 関係法令等	
	1 地方自治法(抜すい)	28
:	2 地方自治法施行令(抜すい)	28
;	3 鳥取県延滞金徴収条例(抜すい)	30
4	4 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例(抜すい)・・・・・・・・・・・	30
	5 鳥取県債権回収計画等に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(6 鳥取県債権管理事務取扱規則(抜すい)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
	7 鳥取県債権管理マニュアル (抜すい) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
:	8 民法 (抜すい)	37

第1 監査の概要

1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づき、監査委員が、その地方 公共団体の事務の執行が適確に行われているかどうかについて実施するものであ る。

本県においては、毎年度特定の課題を選定してこの監査を実施しているところである。

2 監査対象事務

税外未収金の債権管理

3 監査対象事務の選定理由

平成 25 年度の鳥取県一般会計の収入未済額は 24 億 8,632 万円で、このうち県税 以外の未収金(以下「税外未収金」という。) が 15 億 9,958 万円にのぼり、その対 策は重要な課題である。

県では、平成25年1月に「鳥取県債権管理マニュアル」(以下「マニュアル」という。)を作成し、各部局では、このマニュアルに基づく債権管理事務取扱要領(以下「要領」という。)の改正又は新設を行っているが、その進捗状況については各債権所管課(以下「所管課」という。)によって差が見受けられる。

また、平成25年4月には、鳥取県債権回収計画等に関する条例を施行し、同年10月に同条例に基づく平成25年度債権回収計画を議会に報告し公表したところである。

こうした状況を受け、各部局が税外未収金を法令等に基づき適正に管理し、債権の実態に応じた適正な対応を行っているか検証することとした。

4 実施期間

平成26年10月14日から平成27年1月16日まで

5 監査対象年度

平成25年度。ただし、必要に応じ平成26年度も対象とした。

6 監査対象機関

- (1) 平成25年度決算において未収金を有する機関のうち、未収金額が100万円以上で債務者が複数名以上の債権の管理機関(以下「債権管理機関」という。)。 なお、同一債権を地区ごとに管理している場合は、そのうち1地区の機関を対象とした。
- (2) 総務部行財政改革局財源確保推進課(全庁の債権管理の支援調整機関)

7 実施方法

監査対象機関に対して監査調書の提出を求め、関係書類や事業等の実態を調査し、 併せて関係者からの説明を聴取するなどの方法により実地監査を実施した。

【監查対象機関一覧】

部	 局 名	機関名
知事部局	総務部	行財政改革局財源確保推進課
		人権局人権・同和対策課(※)
	福祉保健部	障がい福祉課(※)
		子育て王国推進局青少年・家庭課(※)
		健康医療局医療政策課
		福祉相談センター
生活環境部		くらしの安心局住まいまちづくり課
	商工労働部	経済産業総室(※)
	中部総合事務所	福祉保健局福祉支援課(※)
	西部総合事務所	生活環境局建築住宅課(※)
病院局		中央病院
教育委員会事務局		人権教育課
警察本部		交通指導課(※)
合計		13 機関

(注) ※印は本監査を書面監査で実施した。中部総合事務所福祉保健局福祉支援 課は2つの債権についてそれぞれ実地監査及び書面監査を実施した。

8 監査の着眼点

【債権管理機関】

債権管理の各段階において法令等を踏まえた取組が的確に実施されているか

- (1) 督促状や催告書の発行等の事務手続が適正に行われているか
- (2) 債務者の状況把握が適切に行われているか
- (3) 債務者の状況把握をもとに債権分類が行われているか
- (4) 法令及び債権分類に則した徴収対応が適切に行われているか

【財源確保推進課】

債権管理機関が適切な債権回収を行えるよう全庁的な進捗管理、指導が実施されているか

9 監査の執行者

監査の執行者は、次のとおりである。

監査委員 岡 本 康 宏

監査委員 伊 木 隆 司

監査委員 湯 口 夏 安

監査委員 浜 田 妙 子

監査委員 安 田 優 子

第2 税外未収金の概要

1 税外未収金の状況

平成 25 年度歳入決算における税外未収金は 2,560,684,134 円に上り、会計別の内 訳は、一般会計が 1,599,581,772 円、特別会計が 749,980,522 円、地方公営企業会計が 211,121,840 円である。

<債権の区分>

県の有する債権は、公法上の債権(公債権)と私法上の債権(私債権)の大きく 2つに判別される。

	地方公共団体の債権				
債権の分類	公債	権	私債権		
	強制徴収公債権	非強制徴収公債権			
発生原因	公法上の原因 (処分)	に基づいて発生	私法上の原因(契約、不法行		
			為等) に基づいて発生		
未納時の	・滞納処分ができる	・滞納処分ができな	٧٠ _°		
対応	(地方税の例によ	・強制執行を行うた	めには訴訟等が前提となって		
	る。)	いる。			
消滅時効	・原則5年(他の法律	に定めがある場合を	・原則 10 年(民法、個別法		
	除く。)		に例外あり。)		
	・時効期間の経過により、債務者による時		・時効期間を経過しても、債		
	効の援用を要せずに債権は消滅する。		務者による時効の援用が		
			なければ債権は消滅しな		
			い。		

2 監査対象未収金の状況

監査対象未収金の状況(平成25年度決算時点)は下表のとおり。

(1) 強制徴収公債権

(1) 3A (1) (T) (T) (T)		
債権名	未収金額	債権の概要
①児童措置費負担金	7, 470, 639 円	保護者に監護させることが不適当(児童虐待)
〔福祉保健部福祉相談		など、児童福祉法の規定により児童福祉施設
センター〕		等に入所措置等した場合に保護者から収入状
		況に応じて徴収する負担金
		[根拠法令等]
		児童福祉法
②放置違反金	1,900,000 円	放置駐車違反をした運転者が反則金を納付し
〔警察本部交通指導		ない場合に、放置駐車違反車両の車検証上の
課〕		使用者等に課す違反金
		〔根拠法令等〕
		道路交通法

(2) 非強制徴収公債権

· / // •• · · // • // · · · // • // // // // // // // // // // // /		
債権名	未収金額	債権の概要
③児童扶養手当返納金	4, 227, 140 円	父母の離婚などで、父又は母と生計を同じく
〔福祉保健部子育て王		していない子どもが育成される家庭(ひとり
国推進局青少年 • 家		親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、
庭課〕		子どもの福祉の増進を図ることを目的として
		支給される手当(児童扶養手当)の受給資格
		喪失により発生した返還金
		[根拠法令等]
		児童扶養手当法
④生活保護費返還金・	6, 459, 156 円	資力があるにもかかわらず保護を受けた場合
徴収金		や不正に生活保護を受けた場合の返還金・徴
〔中部総合事務所福祉		収金
保健局福祉支援課〕		
		[根拠法令等]
		生活保護法

(3) 私債権(貸付金)

債権名	未収金額	債権の概要
⑤鳥取県専修学校等奨	21,546,406 円	県内の同和関係者の子等が、専修学校等へ進
学資金返還金		学するための経費として貸与した資金の返還
〔総務部人権局人権・		金(貸与は平成 21 年度で終了)
同和対策課〕		
		〔根拠法令等〕
		鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則
⑥看護職員等修学資金	10, 373, 062 円	看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語
貸付金返還金		聴覚士の養成施設に在学する者で、将来県内
〔福祉保健部健康医療		において看護職員、理学療法士、作業療法士
局医療政策課〕		又は言語聴覚士の業務に従事しようとする者
		に対する貸付金の返還金
		〔根拠法令等〕
		鳥取県看護職員修学資金等貸付規則
		鳥取県理学療法士等修学資金貸付規則

債権名	未収金額	債権の概要
⑦中小企業高度化資金	566, 008, 355 円	[中小企業高度化資金貸付金]
貸付金、中小企業設		中小企業者が組合等を設立して行う工場団
備近代化資金貸付金		地・卸団地、共同店舗などの建設や商店街の
〔商工労働部経済産業		整備等に対して、国と県が協調して行った長
総室〕		期・低利の融資の償還金
		〔中小企業設備近代化資金貸付金〕
		小規模事業者の設備の近代化を促進するた
		 め、国と県が協調して行った無利子融資の償
		還金(貸付は平成 11 年度で終了)
		[根拠法令等]
		独立行政法人中小企業基盤整備機構法
		中小企業近代化資金助成法
8母子福祉資金及び寡	6,040,812 円	母子家庭や寡婦の経済的自立や子どもの福祉
婦福祉資金貸付金償		を図るため、修学資金や就学支度資金など各
還金		種貸し付けた資金の償還金
[中部総合事務所福祉		
保健局福祉支援課〕		〔根拠法令等〕
		母子及び寡婦福祉法
⑨進学奨励資金貸付金	325, 711, 476 円	〔進学奨励資金貸付金返還金〕
返還金、育英奨学資		県内の同和関係者の子等が高等学校又は大学
金貸付金返還金		等に進学するための経費として貸与した資金
〔教育委員会事務局人		の返還金(貸与は平成 17 年度で終了)
権教育課〕		 〔育英奨学資金貸付金返還金〕
		県内に住所を有する子等が高等学校又は大学
		等に進学するための経費として貸与した資金
		の返還金
		12 VOVE 114
		[根拠法令等]
		鳥取県進学奨励資金貸与規則
		鳥取県育英奨学資金貸与規則

(4) 私債権(貸付金以外)

債権名	未収金額	債権の概要
⑩心身障害者扶養共済	1,076,420円	障がいのある方を扶養している保護者が、自
制度掛金等加入者負		らの生存中に毎月一定の掛金を納めることに
担金		より、保護者に万一(死亡・重度障害)のことが
〔福祉保健部障がい福		あったとき、障がいのある方に終身一定額の
祉課〕		年金を支給する任意加入の制度。収入未済額
		は当該制度を脱退した者の加入期間中の掛金
		[根拠法令等]
		鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する
		条例
①県営住宅明渡等請求	157, 539, 419 円	県営住宅の家賃滞納を理由として、県が入居
事件損害賠償金		者に対して県営住宅明渡等請求訴訟を提起
〔生活環境部くらしの		し、県勝訴によって支払いを求める損害賠償
安心局住まいまち		金
づくり課〕		
		[根拠法令等]
	_	公営住宅法
⑫県営住宅家屋貸付	29, 117, 272 円	県営住宅の家賃、駐車場貸付料、水道料金等
料、同駐車場使用料、		使用料
同水道料金等使用料		[根拠法令等]
[西部総合事務所生活		「低拠伝ア等」 公営住宅法
環境局建築住宅課〕		A F IL LIA
③医業未収金(患者自	185, 539, 908 円	受診の際に負担すべき医療費等の患者自己負
己負担分)		担分
〔病院局中央病院〕		
		〔根拠法令等〕
		鳥取県営病院事業の設置等に関する条例

第3 監査結果及び監査意見

1 債権ごとの対応状況

(1) 債権管理の流れ

財源確保推進課が示しているマニュアルに基づいて未収金発生後の債権管理の流れを整理すると、大きく次のAからDの段階に分けられるが、各債権管理機関においてはその流れに沿った取組が必要である。

段階		対応		
Α	督促状、催告書	・督促状、催告書など主に文書による対応		
В	状況把握	・電話催告や面談、臨戸徴収等の納付交渉・所在調査、財産調査・保証人への請求		
С	債権分類	・状況把握を踏まえた債務者の区分け		
D	法令及び分類に則した 徴収対応	・法令及び債権分類に則した徴収対応		

(2) 債権ごとの対応状況

今回監査対象とした債権ごとの対応状況は以下のとおりである。

(A~Bは平成25年度、C~Dは監査時点での対応状況)

○:概ね適正に対応、△:対応が不十分又は検討の余地がある

×:対応ができていない

	ラー・アル	対応状況			
債権名	マニュアル に基づく 要領改正 年月日	A 督促状、 催告書	B 状況把握	C 債権分類	D 法令及び分 類に則した 徴収対応
①児童措置費負担金 〔福祉保健部福祉相談セ ンター〕	Н26. 3. 24	0	0	0	0
②放置違反金 (注) [警察本部交通指導課]	_	0	0	×	×
③児童扶養手当返納金 〔福祉保健部子育で王国 推進局青少年・家庭課〕	Н26. 3. 26	0	Δ	Δ	Δ
④生活保護費返還金・ 徵収金 〔中部総合事務所福祉保 健局福祉支援課〕	H26. 3. 28 (新設)	0	0	0	Δ

	70	対応状況			
債権名	マニュアル に基づく 要領改正 年月日	A 督促状、 催告書	B 状況把握	C 債権分類	D 法令及び分 類に則した 徴収対応
⑤鳥取県専修学校等奨 学資金返還金 〔総務部人権局人権·同和 対策課〕	Н26. 3. 28	0	0	0	0
⑥看護職員等修学資金 貸付金返還金 〔福祉保健部健康医療局 医療政策課〕	Н26. 7. 4	0	Δ	×	×
⑦中小企業高度化資金 貸付金、中小企業設備 近代化資金貸付金 〔商工労働部経済産業総 室〕	Н26. 6. 11	0	0	0	0
⑧母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付金償還金〔中部総合事務所福祉保健局福祉支援課〕	Н26. 3. 26	0	0	0	0
⑨進学奨励資金貸付金 返還金、育英奨学資金 貸付金返還金 〔教育委員会事務局人権 教育課〕	H26. 4. 11	0	0	×	×
⑩心身障害者扶養共済 制度掛金等加入者負 担金 〔福祉保健部障がい福祉 課〕	Н25. 7. 25	0	0	×	×
①県営住宅明渡等請求事件損害賠償金〔生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課〕	H26. 11. 19	0	Δ	×	×

	マー・アル	対応状況			
債権名	要領改止	A 督促状、 催告書	B 状況把握		D 法令及び分 類に則した 徴収対応
⑫県営住宅家屋貸付料、 同駐車場使用料、同 水道料金等使用料 〔西部総合事務所生活環 境局建築住宅課〕	H26. 11. 19	0	Δ	×	×
⑬医業未収金(患者自己 負担分) 〔病院局中央病院〕	H26. 6. 13	0	Δ	0	0

⁽注) 放置違反金については、行政制裁金という債権の性質上独自の取扱いとなる ことから、財源確保推進課による要領改正等の指導の対象外となっている。

平成25年1月にマニュアルが作成され、平成25年9月を目標に全庁的に債権ご との要領の改正や新設が進められた。所管課によって改正が遅れた債権はあったが、 監査実施時までに放置違反金を除く監査対象の全債権において要領の改正等が行わ れた。

また、未収金発生後の早期の対応について、督促状や催告書の発行等の手続は監査を実施した全ての債権において概ね適正に手続が行われていた。債務者の状況把握については、全債権において取り組まれているものの、臨戸徴収の未実施など一部対応が不十分と見受けられる債権があった。また、効率的な債権回収に向けた債権分類については、監査対象の13債権中7債権において実施されていた。

2 債権管理の各段階における対応状況

(1) 督促状、催告書について(段階A)

未収金は、未収期間が長くなると回収が困難となり、回収に要する経費も増大していくため、未収金発生時における早期の対応が重要である。具体的には、 督促状や催告書など主に文書による対応を法令や要領等に従って適正に行うことが必要である。

【監査結果】

監査対象の全ての機関で督促状や催告書の発行等の法令等に定められた事務 手続については、概ね適正に行われていた。

(2) 債務者の状況把握について(段階B)

督促状や催告書によっても未収が解消されない場合、債務者の状況把握を法令や要領等に従って適切に行い、その上で計画的に相手方と交渉を行っていくことが重要である。

【監査結果】

債務者の状況把握について、児童扶養手当返納金では、滞納発生後は年1回債 務者の前年所得等の状況把握を行うなど、適切に確認が行われていた。

しかし、債務者の状況把握や臨戸徴収の実施などについて、5機関で次のとおり取組が不十分な事例が見受けられた。

ア 債務者の状況確認について

3機関では、時効期間が経過した債権が相当数あるが、時効の援用により 債権が消滅する可能性が高いことから、回収業務の優先順位が低くなり、状 況確認等がほとんど行われていなかった。

[該当債権]

- ①県営住宅明渡等請求事件損害賠償金(住まいまちづくり課) 55 人/106 人
- ②県営住宅家屋貸付料、同駐車場使用料、同水道料金等使用料 (西部総合事務所生活環境局建築住宅課) 54 人/238 人
- ③医業未収金(患者自己負担分)(病院局中央病院) 2,162人/4,177人 (該当の債務者数/全債務者数)

イ 臨戸徴収の実施について

債務者の状況把握や納付交渉を行う上で臨戸徴収は重要な取組であるが、 4機関については、平成25年度中に全く実施していない、又は出張時に1回 実施したのみであるなど、取組が不十分であった。

〔該当債権〕

- ③児童扶養手当返納金(青少年·家庭課)
- ⑥看護職員等修学資金貸付金返還金 (医療政策課)
- ⑪県営住宅明渡等請求事件損害賠償金(住まいまちづくり課)
- ③医業未収金(患者自己負担分)(病院局中央病院)

【監査意見】

未収金の回収には、債務者の現況を確認した上で、その状況に応じて早期に 対応することが重要である。

消滅時効期間が経過した債権について、費用対効果の面から、対応する優先順位が低くなってしまうことは理解できるものの、こうした債権が相当数放置されることは適切とは言えず、計画的な状況把握や整理が求められる。

臨戸徴収については、医業未収金において平成26年度から臨戸徴収を実施し、 直接面談することで債務者の状況確認が行われ収納実績が出ている事例もあ り、未収金回収につながる債務者の状況確認の手法として効果的であると思わ れる。

ついては、債務者の状況確認や臨戸徴収などの取組が不十分な債権管理機関においては、取組を計画的に進められたい。

(3) 債権分類について(段階C)

未収金回収に当たっては、人員体制が限られる中で、対応すべき債権の優先順位を踏まえた上で、相手方の資産や状況に応じて債権を整理分類し、優先的に回収に取り組むべき債権を選定する等のメリハリをつけた債権管理が重要である。

【監査結果】

児童措置費負担金のように未収金回収に向けた対応方針や債権分類の検討、 収納状況の報告等を行う場を定期的に設定し、組織全体として債権管理に取り 組んでいる事例があった。

その一方、監査実施時点で、債権分類による債権の整理を行っていないなど、 取組が不十分と見受けられる事例もあった。

ア 未収債権の分類について

監査対象とした債権のうち半数近くで債権分類が未実施であった。

区分	債権数 (機関数)
債権分類を実施	7 (6)
債権分類を未実施	6 (6)

債権分類が未実施の債権について、未実施の理由は次のとおり。

・債務者の状況確認が不十分であったため

[該当債権]

- ⑪県営住宅明渡等請求事件損害賠償金(住まいまちづくり課)
- ②県営住宅家屋貸付料、同駐車場使用料、同水道料金等使用料 (西部総合事務所生活環境局建築住宅課)
- ・ 債務者の状況確認は行っているが、債権分類については作業中であるため

〔該当債権〕

- ⑥看護職員等修学資金貸付金返還金(医療政策課) (平成26年12月末で分類作業済み)
- ⑩心身障害者扶養共済制度掛金等加入者負担金 (障がい福祉課)

・ 債務者の状況は概ね把握しているが、個別に対応しており、分類不要と しているため

〔該当債権〕

- ⑨進学奨励資金貸付金返還金、育英奨学資金貸付金返還金 (教育委員会事務局人権教育課)
- ・債権の性質が行政制裁金であり、債務者の状況によって取扱いに差を設 けるような分類はできないため

〔該当債権〕

②放置違反金 (警察本部交通指導課)

イ 債権の分類基準について

債権分類については実施しているものの、債務者の状況や回収可能性を踏まえず、滞納期間のみで一律に区分した分類基準になっていた。

〔該当債権〕

③児童扶養手当返納金(青少年・家庭課)

【監査意見】

債務者の未納理由や資産状況等を適時に把握して債権を整理分類し、その状況に則した対応をとることは、限られた人員で効率的な回収を図るとともに、組織で情報を共有し、県民に対する説明責任を果たすためにも必要な取組である。

ついては、債権分類を実施していない機関においては、債務者の状況等を適切に把握した上で、債権を分類し、それぞれの区分に則した効率的な債権回収 に取り組まれたい。

(4) 法令及び債権分類に則した徴収対応について(段階D)

効率的な未収金回収に向けて、債権分類ごとの対応方針を組織として明確化し、債権管理に取り組むことが重要である。

【監査結果】

監査実施時点で債権分類を実施している6機関においては、分類に則した対応は概ね適切に行われていた。

なお、延滞金についての手続が行われていないなど、3機関について事務手 続が不適正な事例があった。

ア 延滞金に関する手続について

児童扶養手当返納金において、地方自治法及び鳥取県延滞金徴収条例の規定により、納期限までに納付がなく督促をした場合、この納期限後の納入に対し延滞金を徴収することとなっているが、平成23年度以降延滞金に係る手続を行っていなかった。

〔該当債権〕

③児童扶養手当返納金 (青少年·家庭課)

イ 債務の免除に関する取扱いについて

看護職員等修学資金貸付金返還金において、借受人が死亡した場合、貸付金 の返還に係る債務の免除に関する条例を適用し、債務を免除する取扱いとし ているが、2人について免除の処理を行っていなかった。

[該当債権]

⑥看護職員等修学資金貸付金返還金 (医療政策課)

ウ 不納欠損処分について

生活保護費返還金・徴収金において、平成25年度末までに消滅時効が成立していた5人について、鳥取県債権管理事務取扱規則に定める不納欠損処分手続を行っていなかった。

〔該当債権〕

④生活保護費返還金·徵収金(中部総合事務所福祉保健局福祉支援課)

3 財源確保推進課の取組状況

マニュアルの作成や議会への債権回収計画の報告など、債権回収に向け全庁的な 取組が進められている中で、財源確保推進課に対してはこれまでも定期監査や決算 審査の監査意見において、債権管理業務全体の調整機能を果たすべく、各部局にお いて適切な債権回収が図られるよう積極的な指導を求めているところである。

【監査結果】

(1) 債権管理の全庁的な指導について

所管課の債権回収計画の進捗を年4回確認し、未収残高や現年の未収金 が増加した理由を確認している。

また、要領の改正や新設について、所管課(19債権)に対し、要領改正等の重要性の説明と盛り込むべき項目の提示を行い、2機関(2債権)について個別具体的な方針の協議を実施している。

(2) 債権回収に係る相談業務体制について

財源確保推進課で年間 50 件程度の法的な相談業務に対応しているほか、各債権に共通する内容については庁内LAN上の税外未収金情報交換データベースに掲載し共有を図るなどの取組を行っているが、裁判等の法的手続について不安を抱えている機関や各機関の実態に即したより実効的な職員研修の実施を求める機関も見受けられた。

【監査意見】

財源確保推進課においては、債権管理の調整支援機関として、各機関の取組 状況に応じた指導・助言などを引き続き行うとともに、各機関からのより専門 的な研修や指導等の要望にも積極的に対応されたい。

第4 総括意見

平成25年1月に全庁的な債権回収の取組方法等をまとめたマニュアルの作成、同年10月には「鳥取県債権回収計画等に関する条例」に基づく議会への報告と、債権回収に向けた全庁的な取組が進められてきたところである。

こうした状況を受け、今回監査対象とした債権については、債権の特色を踏まえた具体的な要領の改正や新設が行われ、その要領に沿って債権分類を実施することにより、 回収努力のメリハリがつくようになったという機関もみられるなど、債権回収の取組に は一定の評価ができるものと考える。

しかし、債務者の状況確認や債権分類が行われていないなど、今後改善を要すると見受けられる機関も存在していた。

県の未収金には、生活保護費返還金・徴収金や県営住宅家屋貸付料のように、そもそも資力が乏しい者を対象としている債権であるが故に、未収金の発生は避けられず、その徴収が困難に陥ることも理解できるが、県の財源確保、負担の公平性の観点から、個別の事情を勘案した上でどのような徴収努力がなされているのか、県民にその説明責任を果たす必要はあるものと考える。

ついては、債権管理機関においては、債権回収の取組について、債務者の状況把握や 債権分類などの取組を進め、より一層説明責任を果たせるよう努められたい。

参考

資料1 債権ごとの未収状況

①児童措置費負担金

ア 債権の概要

債権所管課	福祉保健部福祉相談センター		
債権の概要	保護者に監護させることが不適当(児童虐待)など、児童福祉 法の規定により児童福祉施設等に入所措置等した場合に保護者 から収入状況に応じて徴収する負担金		
関係法令等	児童福祉法		
債権の分類	強制徴収公債権		
消滅時効	消滅時効期間 5年		
	根拠法令等	地方自治法	

イ 債権の状況

区分	科目	調定額①	収入済額②	不納欠損額	収入未済額	収納率 ②/①
H25	現年度分	5, 232, 600	3, 748, 600	0	1, 484, 000	71.6
1120	過年度分	8, 052, 039	417, 800	1, 647, 600	5, 986, 639	5. 2
	1	13, 284, 639	4, 166, 400	1, 647, 600	7, 470, 639	31. 4
H24	現年度分	4, 908, 000	3, 794, 400	0	1, 113, 600	77. 3
112 1	過年度分	9, 038, 139	472, 200	1, 627, 500	6, 938, 439	5. 2
	1	13, 946, 139	4, 266, 600	1, 627, 500	8, 052, 039	30. 6
H23	現年度分	4, 539, 700	3, 015, 600	0	1, 524, 100	66. 4
1123	過年度分	9, 804, 239	208, 000	2, 082, 200	7, 514, 039	2. 1
	計	14, 343, 939	3, 223, 600	2, 082, 200	9, 038, 139	22. 5

②放置違反金

ア 債権の概要

債権所管課	警察本部交通指導課			
債権の概要	放置駐車違反を	した運転者が反則金を納付しない場合に、放置		
	駐車違反車両の車検証上の使用者等に課す違反金			
関係法令等	道路交通法、道路交通法施行令			
	· 鳥取県道路交通法施行細則			
債権の分類	強制徴収公債権			
消滅時効	消滅時効期間 5年			
	根拠法令等 地方税法			

イ 債権の状況

区分	科目	調定額①	収入済額②	不納欠損額	収入未済額	収納率 ②/①
H25	現年度分	16, 009, 000	15, 409, 000	0	600, 000	96. 3
1120	過年度分	2, 443, 000	1, 017, 000	126, 000	1, 300, 000	41. 6
	<u> </u>	18, 452, 000	16, 426, 000	126, 000	1, 900, 000	89. 0
H24	現年度分	21, 505, 000	20, 203, 000	0	1, 302, 000	93. 9
112-1	過年度分	1, 591, 000	435, 000	15, 000	1, 141, 000	27. 3
	<u> </u>	23, 096, 000	20, 638, 000	15, 000	2, 443, 000	89. 4
H23	現年度分	9, 916, 000	9, 342, 000	0	574, 000	94. 2
1123	過年度分	1, 275, 000	228, 000	30, 000	1, 017, 000	17. 9
	<u> </u>	11, 191, 000	9, 570, 000	30, 000	1, 591, 000	85. 5

③児童扶養手当返納金

ア 債権の概要

債権所管課	福祉保健部子育て王国推進局青少年・家庭課			
債権の概要	父母の離婚など	で、父又は母と生計を同じくしていない子ども		
	が育成される家園	庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進		
	に寄与し、子ど	もの福祉の増進を図ることを目的として支給さ		
	れる手当(児童扶養手当)の受給資格喪失により発生した返還			
	金			
関係法令等	児童扶養手当法			
債権の分類	非強制徴収公債権			
消滅時効	消滅時効期間 5年			
	根拠法令等	地方自治法		

イ 債権の状況

区分	科目	調定額①	収入済額②	不納欠損額	収入未済額	収納率 ②/①
H25	現年度分	766, 510	574, 510		192, 000	75. 0
1120	過年度分	4, 628, 760	266, 000	327, 620	4, 035, 140	5. 7
		5, 395, 270	840, 510	327, 620	4, 227, 140	15. 6
H24	現年度分	812, 760	560, 920		251, 840	69. 0
112 1	過年度分	5, 081, 136	107, 000	597, 216	4, 376, 920	2. 1
	1	5, 893, 896	667, 920	597, 216	4, 628, 760	11. 3
H23	現年度分	3, 041, 400	647, 720		2, 393, 680	21. 3
1120	過年度分	2, 992, 330	117, 000	187, 874	2, 687, 456	3. 9
	計	6, 033, 730	764, 720	187, 874	5, 081, 136	12. 7

④生活保護費返還金・徵収金

ア 債権の概要

債権所管課	中部総合事務所福祉保健局福祉支援課				
債権の概要	資力があるにも7	かかわらず保護を受けた場合や不正に生活保護			
	を受けた場合の記	を受けた場合の返還金・徴収金			
関係法令等	生活保護法				
債権の分類	非強制徴収公債権				
消滅時効	消滅時効期間 5年				
	根拠法令等	根拠法令等 地方自治法			

イ 債権の状況

区分	科目	調定額①	収入済額②	不納欠損額	収入未済額	収納率 ②/①
H25	現年度分	2, 531, 166	1, 303, 066		1, 228, 100	51. 5
1120	過年度分	5, 510, 056	279, 000		5, 231, 056	5. 1
	1	8, 041, 222	1, 582, 066		6, 459, 156	19. 7
H24	現年度分	7, 823, 663	6, 888, 261		935, 402	88.0
112-1	過年度分	5, 100, 181	525, 527		4, 574, 654	10.3
	盐	12, 923, 844	7, 413, 788		5, 510, 056	57. 4
H23	現年度分	2, 834, 838	1, 850, 762		984, 076	65. 3
1123	過年度分	4, 194, 105	78, 000		4, 116, 105	1. 9
	<u> </u>	7, 028, 943	1, 928, 762		5, 100, 181	27. 4

⑤鳥取県専修学校等奨学資金返還金

ア 債権の概要

債権所管課	総務部人権局人	権・同和対策課			
債権の概要	県内の同和関係	者の子等が、専修学校等へ進学するための経費とし			
	て貸与した資金	の返還金			
	(貸与は平成2	1年度で終了し、現在は返還のみ)			
関係法令等	・鳥取県専修学	校等奨学資金貸与規則			
	・鳥取県専修学	校等奨学資金返還事務取扱要綱			
	・鳥取県専修学	校等奨学資金債権管理事務取扱要領			
	• 鳥取県債権事務取扱規則				
	・貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例				
債権の分類	私債権(貸付金	5.)			
消滅時効	消滅時効期間	10 年			
	根拠法令等	民法			

イ 債権の状況

区分	科目	調定額①	収入済額②	不納欠損額	収入未済額	収納率 ②/①
H25	現年度分	10, 836, 552	9, 058, 214	0	1, 778, 338	83. 6
1120	過年度分	24, 027, 312	3, 563, 244	696, 000	19, 768, 068	14.8
	盐	34, 863, 864	12, 621, 458	696, 000	21, 546, 406	36. 2
H24	現年度分	13, 414, 942	10, 670, 503	0	2, 744, 439	79. 5
1124	過年度分	24, 862, 449	3, 579, 576	0	21, 282, 873	14. 4
	計	38, 277, 391	14, 250, 079	0	24, 027, 312	37. 2
Н23	現年度分	15, 157, 255	11, 434, 020	0	3, 723, 235	75. 4
1120	過年度分	22, 471, 224	1, 332, 010	0	21, 139, 214	5. 9
	計	37, 628, 479	12, 766, 030	0	24, 862, 449	33. 9

⑥看護職員等修学資金貸付金返還金

ア 債権の概要

債権所管課	福祉保健部健康医療局医療政策課			
債権の概要	看護職員、理学	療法士、作業療法士又は言語聴覚士の養成施設		
	に在学する者で、	将来県内において看護職員、理学療法士、作		
	業療法士又は言語	語聴覚士の業務に従事しようとする者に対する		
	貸付金の返還金			
関係法令等	• 鳥取県看護職員	員修学資金等貸付規則		
	· 鳥取県理学療法士等修学資金貸付規則			
	・貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例			
債権の分類	私債権(貸付金)			
消滅時効	消滅時効期間 10 年			
	根拠法令等	民法		

イ 債権の状況

区分	科目	調定額①	収入済額②	不納欠損額	収入未済額	収納率 ②/①
H25	現年度分	121, 503, 292	116, 527, 620	0	4, 975, 672	95. 9
1120	過年度分	8, 320, 697	2, 923, 307	0	5, 397, 390	35. 1
	計	129, 823, 989	119, 450, 927	0	10, 373, 062	92. 0
H24	現年度分	90, 119, 751	87, 114, 054	0	3, 005, 697	96. 7
1121	過年度分	7, 333, 000	2, 018, 000	0	5, 315, 000	27. 5
	計	97, 452, 751	89, 132, 054	0	8, 320, 697	91. 5
H23	現年度分	98, 759, 427	94, 454, 427	0	4, 305, 000	95. 6
1120	過年度分	5, 424, 000	2, 396, 000	0	3, 028, 000	44. 2
	計	104, 183, 427	96, 850, 427	0	7, 333, 000	93. 0

⑦中小企業高度化資金貸付金、中小企業設備近代化資金貸付金

ア 債権の概要

債権所管課	商工労働部経済産業総室				
債権の概要	(中小企業高度化資金貸付金)				
	・中小企業者が組合等を設立して行う工場団地・卸団地、共同				
	店舗などの建設や商店街の整備等に対して、国と県が協調し				
	て行った長期・低利の融資の償還金				
	(中小企業設備近代化資金貸付金)				
	・小規模事業者の設備の近代化を促進するため、国と県が協調				
	して行った無利子融資の償還金(貸付は平成 11 年度で終了)				
関係法令等	· 独立行政法人中小企業基盤整備機構法				
	· 鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則				
	中小企業近代化資金助成法				
債権の分類	私債権(貸付金)				
消滅時効	消滅時効期間 5年、10年				
	根拠法令等商法、民法				

イ 債権の状況

区分	科目	調定額①	収入済額②	不納欠損額	収入未済額	収納率 ②/①
H25	現年度分	71, 251, 077	71, 251, 077	0	0	100.0
1120	過年度分	585, 339, 493	19, 331, 138	0	566, 008, 355	3. 3
	計	656, 590, 570	90, 582, 215	0	566, 008, 355	13.8
H24	現年度分	71, 789, 350	71, 789, 350	0	0	100.0
112-1	過年度分	592, 221, 650	6, 882, 157	0	585, 339, 493	1.2
	盐	664, 011, 000	78, 671, 507	0	585, 339, 493	11.8
Н23	現年度分	276, 606, 285	276, 606, 285	0	0	100.0
1123	過年度分	600, 638, 315	8, 416, 665	0	592, 221, 650	1.4
	計	877, 244, 600	285, 022, 950	0	592, 221, 650	32. 5

⑧母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付金償還金

ア 債権の概要

債権所管課	中部総合事務所福祉保健局福祉支援課				
債権の概要	母子家庭や寡婦の経済的自立や子どもの福祉を図るため、修学 資金や就学支度資金など各種貸し付けた資金の償還金				
関係法令等	・母子及び寡婦社	・母子及び寡婦福祉法、母子及び寡婦福祉法施行令			
	• 鳥取県母子福神	业資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則			
	• 鳥取県母子福	祉資金及び寡婦福祉資金貸付・償還事務取扱要			
	領				
債権の分類	私債権(貸付金)				
消滅時効	消滅時効期間 10 年				
	根拠法令等	民法			

イ 債権の状況

区分	科目	調定額①	収入済額②	不納欠損額	収入未済額	収納率 ②/①
H25	現年度分	18, 329, 300	17, 093, 725	0	1, 235, 575	93. 3
1120	過年度分	5, 691, 385	886, 148	0	4, 805, 237	15. 6
	<u> </u>	24, 020, 685	17, 979, 873	0	6, 040, 812	74. 9
H24	現年度分	22, 344, 831	21, 525, 311	0	819, 520	96. 3
1121	過年度分	7, 096, 867	2, 225, 002	0	4, 871, 865	31. 4
	1	29, 441, 698	23, 750, 313	0	5, 691, 385	80. 7
H23	現年度分	19, 240, 053	17, 979, 393	0	1, 260, 660	93. 4
1120	過年度分	7, 194, 278	1, 358, 071	0	5, 836, 207	18. 9
	計	26, 434, 331	19, 337, 464	0	7, 096, 867	73. 2

⑨進学奨励資金貸付金返還金、育英奨学資金貸付金返還金

ア 債権の概要

債権所管課	教育委員会事務局	司人権教育課		
債権の概要	①進学奨励資金貸付金返還金			
	県内の同和関係	系者の子等が高等学校又は大学等に進学するた		
	めの経費として	て貸与した資金の返還金		
	(貸与は平成)	17年度で終了)		
	②育英奨学資金質	貸付金返還金		
	県内に住所を	有する子等が高等学校又は大学等に進学するた		
	めの経費として貸与した資金の返還金			
関係法令等	①鳥取県進学奨励	动資金貸与規則		
	②鳥取県育英奨学	学資金貸与規則		
債権の分類	私債権(貸付金)			
消滅時効	消滅時効期間	10年		
	根拠法令等	民法		

イ 債権の状況

(ア) 進学奨励資金貸付金返還金

(単位:円、%)

区分	科目	調定額①	収入済額②	不納欠損額	収入未済額	収納率
						2/1
	現年度分	93, 613, 730	73, 033, 211	0	20, 580, 519	78.0
H25	過年度分	246, 250, 711	32, 940, 806	812, 070	212, 497, 835	13. 4
	計	339, 864, 441	105, 974, 017	812, 070	233, 078, 354	31. 2
	現年度分	98, 090, 695	76, 499, 615	12, 533	21, 578, 547	78.0
H24	過年度分	258, 227, 683	33, 228, 986	326, 533	224, 672, 164	12.9
	計	356, 318, 378	109, 728, 601	339, 066	246, 250, 711	30.8
	現年度分	106, 796, 385	80, 530, 739	139, 592	26, 126, 054	75. 4
H23	過年度分	268, 243, 032	35, 278, 811	862, 592	232, 101, 629	13. 2
	計	375, 039, 417	115, 809, 550	1, 002, 184	258, 227, 683	30. 9

(イ) 育英奨学資金貸付金返還金

区分	科目	調定額①	収入済額②	不納欠損額	収入未済額	収納率
						(2)/(1)
***	現年度分	437, 743, 687	407, 132, 605	51, 600	30, 559, 482	93.0
H25	過年度分	79, 249, 046	16, 998, 706	176, 700	62, 073, 640	21.4
	計	516, 992, 733	424, 131, 311	228, 300	92, 633, 122	82.0
	現年度分	382, 095, 985	355, 441, 998	232, 000	26, 421, 987	93.0
H24	過年度分	67, 722, 787	13, 984, 528	911, 200	52, 827, 059	20.6
	計	449, 818, 772	369, 426, 526	1, 143, 200	79, 249, 046	82. 1
	現年度分	360, 303, 147	335, 080, 896	137, 000	25, 085, 251	93.0
H23	過年度分	54, 371, 782	10, 798, 246	936, 000	42, 637, 536	19. 9
	計	414, 674, 929	345, 879, 142	1, 073, 000	67, 722, 787	83.4

⑩心身障害者扶養共済制度掛金等加入者負担金

ア 債権の概要

債権所管課	福祉保健部障がし	福祉保健部障がい福祉課			
債権の概要	障がいのある方	を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月			
	一定の掛金を納る	めることにより、保護者に万一(死亡・重度障害)			
	のことがあった。	とき、障がいのある方に終身一定額の年金を支			
	給する任意加入の	の制度。収入未済額は当該制度を脱退した者の			
	加入期間中の掛金	金			
関係法令等	・鳥取県心身障害	害者扶養共済制度に関する条例			
	・鳥取県心身障害	害者扶養共済制度に関する条例施行規則			
債権の分類	私債権(貸付金)				
消滅時効	消滅時効期間	10年(平成 22年度からは1年)			
	根拠法令等	民法 (平成 22 年度からは保険法)			

イ 債権の状況

区分	科目	調定額①	収入済額②	不納欠損額	収入未済額	収納率 ②/①
H25	現年度分	16, 996, 940	16, 996, 940	0	0	100.0
1120	過年度分	1, 563, 490	109, 200	377, 870	1, 076, 420	7. 0
	盐	18, 560, 430	17, 106, 140	377, 870	1, 076, 420	92. 2
H24	現年度分	18, 051, 690	18, 051, 690	0	0	100.0
112-1	過年度分	1, 563, 490	0	0	1, 563, 490	0
	盐	19, 615, 180	18, 051, 690	0	1, 563, 490	92. 0
H23	現年度分	18, 535, 840	18, 535, 840	0	0	100.0
1120	過年度分	1, 679, 490	116, 000	0	1, 563, 490	6. 9
	111111	20, 215, 330	18, 651, 840	0	1, 563, 490	92. 3

⑪県営住宅明渡等請求事件損害賠償金

ア 債権の概要

債権所管課	生活環境部くら	生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課			
債権の概要	県営住宅の家賃滞納を理由として、県が入居者に対して県営住 宅明渡等請求訴訟を提起し、県勝訴によって支払いを求める損 害賠償金				
関係法令等	・公営住宅法・鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例				
債権の分類	私債権(貸付金以外)				
消滅時効	消滅時効期間	10 年			
	根拠法令等	民法			

イ 債権の状況

区分	科目	調定額①	収入済額②	不納欠損額	収入未済額	収納率 ②/①
H25	現年度分	10, 361, 144	305, 835	0	10, 055, 309	3. 0
1120	過年度分	148, 267, 423	783, 313	0	147, 484, 110	0.5
	計	158, 628, 567	1, 089, 148	0	157, 539, 419	0.7
H24	現年度分	7, 742, 078	0	0	7, 742, 078	0
112 1	過年度分	140, 672, 382	147, 037	0	140, 525, 345	0. 1
	計	148, 414, 460	147, 037	0	148, 267, 423	0. 1
Н23	現年度分	8, 648, 706	594, 527	0	8, 054, 179	6. 9
1123	過年度分	134, 192, 351	1, 574, 148	0	132, 618, 203	1. 2
	<u> </u>	142, 841, 057	2, 168, 675	0	140, 672, 382	1.5

⑫県営住宅家屋貸付料、同駐車場使用料、同水道料金等使用料

ア 債権の概要

債権所管課	西部総合事務所生活環境局建築住宅課			
債権の概要	県営住宅の家賃、駐車場貸付料、水道料金等使用料			
関係法令等	• 公営住宅法	・公営住宅法		
	・鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例			
債権の分類	私債権(貸付金以外)			
消滅時効	消滅時効期間	5年		
	根拠法令等	民法		

イ 債権の状況

区分	科目	調定額①	収入済額②	不納欠損額	収入未済額	収納率 ②/①
H25	現年度分	347, 860, 666	340, 902, 811	0	6, 957, 855	98. 0
1120	過年度分	28, 528, 727	6, 369, 310	0	22, 159, 417	22. 3
	計	376, 389, 393	347, 272, 121	0	29, 117, 272	92. 3
H24	現年度分	345, 683, 603	339, 232, 179	0	6, 451, 424	98. 1
112-1	過年度分	29, 144, 959	7, 067, 656	0	22, 077, 303	24. 3
		374, 828, 562	346, 299, 835	0	28, 528, 727	92. 4
H23	現年度分	347, 597, 965	340, 582, 171	0	7, 015, 794	98.0
1120	過年度分	32, 461, 634	10, 332, 469	0	22, 129, 165	31.8
	計	380, 059, 599	350, 914, 640	0	29, 144, 959	92. 3

⑬医業未収金 (患者自己負担分)

ア 債権の概要

債権所管課	病院局中央病院		
債権の概要	受診の際に負担すべき医療費等の患者自己負担分		
関係法令等	鳥取県営病院事業の設置等に関する条例		
債権の分類	私債権(貸付金以外)		
消滅時効	消滅時効期間 3年		
	根拠法令等	民法	

イ 債権の状況

区分	科目	調定額①	収入済額②	不納欠損額	収入未済額	収納率 ②/①
H25	現年度分	1, 067, 155, 281	1, 018, 338, 923	0	48, 816, 358	95. 4
1120	過年度分	182, 889, 962	45, 831, 460	334, 952	136, 723, 550	25. 1
	計	1, 250, 045, 243	1, 064, 170, 383	334, 952	185, 539, 908	85. 1
H24	現年度分	1, 054, 885, 804	1, 003, 646, 474	0	51, 239, 330	95. 1
1124	過年度分	183, 119, 116	51, 468, 484	0	131, 650, 632	28. 1
	計	1, 238, 004, 920	1, 055, 114, 958	0	182, 889, 962	85. 2
H23	現年度分	1, 044, 336, 736	987, 931, 943	0	56, 404, 793	94. 6
1120	過年度分	191, 172, 669	64, 458, 346	0	126, 714, 323	33. 7
	計	1, 235, 509, 405	1, 052, 390, 289	0	183, 119, 116	85. 2

資料2 関係法令等

1 地方自治法(抜すい)

- 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
- 10 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

(督促、滯納処分等)

- 第231条の3 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体 の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限 を指定してこれを督促しなければならない。
- 2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合 においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができ る。

(金銭債権の消滅時効)

- 第236条 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、五年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
- 2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法 律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄 することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目 的とするものについても、また同様とする。
- 3 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の中断、停止 その他の事項(前項に規定する事項を除く。)に関し、適用すべき法律の規定がない ときは、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定を準用する。普通地方公共団体 に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
- 4 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、民法第 153 条 (前項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。 (債権)
- 第240条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体 の権利をいう。
- 2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、 強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。
- 3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。

2 地方自治法施行令(抜すい)

(督促)

第171条 普通地方公共団体の長は、債権(地方自治法第231条の3第1項に規定する 歳入に係る債権を除く。)について、履行期限までに履行しない者があるときは、期 限を指定してこれを督促しなければならない。

(強制執行等)

第171条の2 普通地方公共団体の長は、債権(地方自治法第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権(以下「強制徴収により徴収する債権」という。)を除く。)について、地方自治法第231条の3第1項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなけれ

ばならない。ただし、第 171 条の 5 の措置をとる場合又は第 171 条の 5 の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- 1 担保の付されている債権(保証人の保証がある債権を含む。)については、当該 債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続 をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- 2 債務名義のある債権(次号の措置により債務名義を取得したものを含む。)については、強制執行の手続をとること。
- 3 前2号に該当しない債権(第1号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。)については、訴訟手続(非訟事件の手続を含む。)により履行を請求すること。

(徴収停止)

- 第 171 条の5 普通地方公共団体の長は、債権(強制徴収により徴収する債権を除く。) で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。
 - 一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、 かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められる とき。
 - 二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行 の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。
 - 三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

- 第 171 条の6 普通地方公共団体の長は、債権(強制徴収により徴収する債権を除く。) について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は 処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限 を定めることを妨げない。
 - 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
 - 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
 - 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の 全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得な いと認められるとき。
 - 四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
 - 五 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従つて第三者に貸付けを 行なつた場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までの 一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の 回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが 困難であるとき。
- 2 普通地方公共団体の長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金(次条において「損害賠償金等」という。)に係る債権は、徴収すべきものとする。

(免除)

- 第171条の7 普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日)から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。
- 2 前項の規定は、前条第一項第五号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金 に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づ いて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除につい ては、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければ ならない。
- 3 前二項の免除をする場合については、普通地方公共団体の議会の議決は、これを要しない。

3 鳥取県延滞金徴収条例(抜すい)

- 第2条 分担金、使用料、手数料及び過料その他の歳入(以下「分担金等」という。) について、法第231条の3第1項の規定による督促をしたときは、延滞金を徴収する。 ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 納入通知書1通の金額が1,000円未満であるとき。
 - (2) 延滞金の額が100円未満であるとき。
 - (3) 滞納について知事がやむを得ない理由があると認めたとき。

4 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例(抜すい)

知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。) が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の 範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。

	貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
専修	社会に有用な人材を育成するため、	借受者が死亡したとき、又は精	債務の全部
学校	県内の同和関係者の子等で、専修学校、	神若しくは身体に著しい障害を受	又は一部
等奨	各種学校又は学校教育法(昭和22年法	けたため貸付金を償還することが	
学資	律第26号) 第1条に規定する学校(専	できなくなったと認められると	
金	修学校及び各種学校を含む。)以外の	き。	
	教育施設(学校教育に類する教育を行		
	うもので、当該教育を行うにつき同法		
	以外の法律に特別の規定があるものに		
	限る。)で、知事が専修学校又は各種		
	学校に準ずると認めるもの(修業年限		
	が1年以上で専修学校に類する教育を		
	行うものに限る。) に進学する能力を		
	有しながら経済的な理由により進学後		
	修学が困難なものに対して貸し付ける		
	資金		

看職修資

県内における看護職員(保健師助産1 師看護師法(昭和23年法律第203号。 以下「法」という。)第2条、第3条、 第5条又は第6条に規定する保健師、 助産師、看護師又は准看護師をいう。 以下この項において同じ。)の確保及 び質の向上に資するため、看護職員養 成施設(法第19条第1号に規定する文 部科学大臣の指定した学校若しくは同 条第2号に規定する厚生労働大臣の指 定した保健師養成所、法第20条第1号 に規定する文部科学大臣の指定した学 校若しくは同条第2号に規定する厚生 労働大臣の指定した助産師養成所、法 第 21 条第1号に規定する文部科学大 臣の指定した学校若しくは同条第2号 に規定する厚生労働大臣の指定した看 護師養成所又は法第 22 条第1号に規 定する文部科学大臣の指定した学校若 しくは同条第2号に規定する都道府県 知事の指定した准看護師養成所をい う。以下同じ。)に在学する者又は大 学院の修士課程において看護に関する 専門知識を修得しようとする者で、将 来県内において看護職員の業務に従事 しようとするものに対して貸し付ける 資金

看護職員養成施設(看護職員債務の全部養成施設を卒業し、1年(災害、(第1号ロ疾病その他やむを得ない理由にの場合にあより知事が必要と認めたときっては、債務は、知事がその都度定める期間。の2分の1)

以下この号及び次号において同 じ。) 以内に他の看護職員養成 施設に入学した場合は、当該他 の看護職員養成施設)を卒業し た日から1年以内に当該看護職 員養成施設の卒業の資格に係る 免許を取得し、かつ、当該免許 取得後直ちに県内の次に掲げる 施設において看護職員の業務 (トに掲げる施設にあっては、 保健師の業務に限る。)又は看 護教員(看護職員養成施設にお いて看護学分野の科目を担当 し、専ら学生又は生徒の指導又 は教育に従事する者をいう。以 下同じ。) の業務に従事し、引 き続き5年間その業務に従事し たとき。

イ 病床が 200 床未満の病院(ハ 及びへに掲げるものを除く。) ロ 病床が 200 床以上の病院(ハ 及びへに掲げるものを除く。) ハ 病床のうち精神病床が 80 パ ーセント以上を占める病院 (へに掲げるものを除く。)

二 診療所

- ホ 児童福祉法第42条第2号に 掲げる医療型障害児入所施設 (へに掲げるものを除く。以 下「医療型障害児入所施設」 という。)
- へ 独立行政法人国立病院機構 の設置する医療機関であって 児童福祉法第6条の2第3項 の規定により厚生労働大臣が 指定したもの(次項において 「指定医療機関」という。)
- ト 地域保健法(昭和22年法律 第101号)第21条第2項第1 号に規定する特定町村

貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
看護	チ 介護保険法 (平成9年法律	
職員	第 123 号) 第 8 条第 27 項に規	(第1号口
修学	定する介護老人保健施設(以	の場合にあ
資金	下「介護老人保健施設」とい	っては、債務
	う。)	の2分の1)
	リ 介護保険法第41条第1項本	
	文の指定に係る同法第8条第	
	1項に規定する居宅サービス	
	事業(同条第4項に規定する	
	訪問看護に係るものに限る。)	
	又は同法第53条第1項本文の	
	指定に係る同法第8条の2第	
	1項に規定する介護予防サー	
	ビス事業(同条第4項に規定	
	する介護予防訪問看護に係る	
	ものに限る。)を行う事業所	
	(以下「訪問看護事業所」と	
	いう。)	
	ヌ 看護職員養成施設	
	2 大学院の修士課程(大学院の	
	修士課程を修了し、1年以内に	
	大学院の博士課程に進学した場合	
	合は、当該大学院の博士課程)	
	を修了した日から1年以内に県	
	内の次に掲げる施設において看	
	護職員の業務(二に掲げる施設	
	にあっては、保健師の業務に限 る。)又は看護教員の業務に従	
	事し、引き続き5年間その業務	
	事し、引き載さる中間での素物 に従事したとき。	
	イ病院	
	ロ診療所	
	ハ 医療型障害児入所施設	
	ニ 保健所及び市町村	
	本 介護老人保健施設	
	へ訪問看護事業所	
	ト 看護職員養成施設	
	3 前2号に掲げる施設において	
	看護職員の業務に従事中に、業	
	務上の事由により死亡し、又は	
	業務に起因して精神若しくは身	
	体に著しい障害を受けたためそ	
	の業務に従事することができな	
	くなったとき。	

	貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
看護		4 第1号に該当する場合を除	債務の全部
職員		き、同号に掲げるいずれかの施	又は一部
修学		設において看護職員の業務に従	
資金		事し、その業務に従事した期間	
		が看護職員修学資金の貸付期間	
		に相当する期間以上であると	
		き。	
		5 第3号に該当する場合を除	
		き、借受者が死亡し、又は精神	
		若しくは身体に著しい障害を受	
		けたため看護職員の業務に従事	
		することができなくなったと	
		き。	
理学	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -		債務の全部
療法	士及び言語聴覚士の充実に資するた		200
士等	め、理学療法士等養成施設(理学療法		
修学	士及び作業療法士法(昭和40年法律第		
資金	137号) 第11条第1号若しくは第2号		
24 32	に規定する文部科学大臣が指定した学		
	校若しくは厚生労働大臣が指定した理		
	学療法士養成施設、同法第12条第1号		
	若しくは第2号に規定する文部科学大		
	臣が指定した学校若しくは厚生労働大		
	臣が指定した作業療法士養成施設又は		
	言語聴覚士法(平成9年法律第132号)		
	第 33 条第 1 号から第 3 号まで若しく		
	は第5号に規定する文部科学大臣が指	-	
	定した学校若しくは厚生労働大臣が指		
	定した言語聴覚士養成所、大学(短期		
	大学を除き、同条第4号に規定する厚		
	生労働大臣の指定する科目を修めよう	たためその業務に従事すること	
	とする場合に限る。) 若しくは職業能		
	力開発促進法(昭和44年法律第64号)		唐 怒 の 全 部
	第 27 条第1項に規定する職業能力開		
	発総合大学校の長期課程(言語聴覚士		f
	法第 33 条第4号に規定する厚生労働		
	大臣の指定する科目を修めようとする	2 - 2 7 // / / / / / / / / / / / / / / / /	
	場合に限る。)をいう。以下同じ。)	とき。	
	に在学する者で、将来県内において理		
	学療法士、作業療法士又は言語聴覚士		
	の業務に従事しようとするものに対し	- つ、光しし、又は桐仲石しくは - 身体に著しい障害を受けたため	
	て貸し付ける資金	□ 理学療法士、作業療法士又は言	
	- A CIIII O A M	□ 垤子原伝エ、1F未原伝エスは言 □ 語聴覚士の業務に従事すること	
		・	
		<i>いくさ</i> なくなつにとき。	

	貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
育英	有用な人材を育成するため、県内に	借受者が死亡したとき、又は精	債務の全部
奨学	住所を有する者の子等で高等学校(高	神若しくは身体に著しい障害を受	又は一部
資金	等学校に相当する外国の学校のうち教	けたため貸付金を償還することが	
	育委員会が認めるものを含む。)、特	できなくなったと認められると	
	別支援学校、高等専門学校、大学(大	き。	
	学に相当する外国の学校のうち教育委		
	員会が認めるものを含む。)又は専修		
	学校に在学するもののうち、経済的理		
	由により修学が困難である者に対して		
	貸し付ける資金		

5 鳥取県債権回収計画等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、金銭の給付を目的とする県の権利(地方税法(昭和25年法律第226号)第1条第1項第14号に規定する地方団体の徴収金に係る債権を除く。以下「県の債権」という。)の回収(履行期限を経過した県の債権を保全し、又は取り立てることをいう。以下同じ。)を計画的に行うことにより、県の債権の管理の適正化を図ることを目的とする。

(債権回収計画の策定等)

- 第2条 県は、毎年度、県の債権の回収に関する目標を定めた計画(以下「債権回収計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 知事は、少なくとも年1回、次に掲げる事項を議会に報告するとともに、公表しなければならない。
 - (1) 当該年度の債権回収計画
 - (2) 前年度の債権回収計画の達成状況
 - (3) 個別の県の債権(その額が7,000万円以上のものに限る。)の回収の状況

6 鳥取県債権管理事務取扱規則(抜すい)

(債権の発生等の通知)

第2条 債権が発生し、又は県に帰属したことを知った職員は、その旨を知事又は出納機関の長に通知しなければならない。

(納期限後の督促)

- 第4条 知事又は出納機関の長は、納入の通知をした歳入金が納期限までに納付されないときは、督促状発行調書により督促状(様式第1号)を発行しなければならない。 (督促状の発行期日及び指定期限)
- 第5条 督促状は納期限後20日以内に発行しなければならない。
- 2 督促状に指定すべき期限については、その発行する日から 10 日以内において適宜 の日を定めるものとする。

(欠損処分)

- 第13条 欠損処分は、納入の通知をしている債権が次の各号のいずれかに該当することとなったときに、知事又は出納機関の長が欠損処分調書により行うものとする。
- (1) 消滅時効が完成したもの(当該債権が消滅時効が完成しても債務者がそれを援用しなければ消滅しないものであるときは、債務者がその援用をしたものに限る。)

- (2) 地方税法(昭和25年法律第226号)第15条の7第4項又は第5項の規定により 消滅し、又は消滅させられたもの
- (3) 地方自治法第96条第1項第10号の議決があったもの
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第171条の7第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により免除されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の規定により消滅し、又は放棄されたもの

7 鳥取県債権管理マニュアル(抜すい)

VII 未収債権の分類

(1)趣旨

債権回収に当たっては、未納者の状況に応じた適切な催告・交渉などが必要である。 しかし、自治体の債権管理の一般的な問題点として、回収の可能性を判断しないま ま、画一的、形式的な事務処理により、成果がないまま時効期間が経過しているとい うことが指摘されている。

そもそも、納付交渉には多大な準備が必要で、全債務者に対してマニュアルどおりの対応は不可能な場合も多い。

また、地方自治法では徴収緩和措置も規定されており、債務者の状況により適切な対応も必要である。

ついては、できるだけ債務者・保証人の未納理由、資産の状況等を把握し、債権を 整理分類し、重点的に回収に取り組むべき債権を選定する等メリハリをつけた債権管 理が求められる。

(2)分類例

	区 分	内 容
Α	債務者が免除決定を	(1) 時効等により債権が消滅したもの
	受けている又は受け	(援用されていない私債権は該当しない。)
	る見込みのもの	(2) 破産等手続中のもので配当が見込まれないもの
		(3) 免除に関する条例等に該当するもの
В	債務者が行方不明、無	(4) 自治令による徴収猶予を行ったもの(手続きを取ってい
	資力などで、かつ、保	ないが相応の説明することができるものを含む)
	証人に資力がないな	① 債務者所在不明で資産がないと思われる
	ど、実質的に回収が困	② 実態のない法人で資産がないと思われる
	難なもの	③ 少額債権(相応の交渉をしたが回収できず、債権額が少
		額で法的措置を講ずる費用が上回るもの)
		(5) 自治令による履行期限の延長(当面の納付を想定しない
		納期限の延長)を行ったもの (手続きを取っていないが相応
		の説明をすることができるものを含む)
		① 無資力
		→ 再延長の場合、資料により改めて状況を確認。
		→ 10年継続で免除検討
		② 災害等
		(6) 相応の債権回収努力及び外部委託をしたが、回収のめど
		が立たないもので法的措置を講じないもの(取組み内容を
		説明しうることが理想。)

C	分割回収しているが、 年間分割回収額が、未 収金残高に比しの は と の 回収が 見込めない もの した分	① 差し押さえ財産がないことが明らかなもの(特に悪意がある、社会的影響を考慮して法的措置を講ずるべきと解されるものを除く。)② 特別な理由があるもの (7) 分割回収しているが、年間分割回収額が未収金残高に比して少ないもの。 ① 自治令による履行期限の延長(分割納付)を行ったもの② 事実上の分割納付(所得証明等の資料の提出を受けて、県において組織的にその支払い額が妥当と認識しているもの) ③ 事実上の分割納付(分納誓約書の提出がなく、あるいは債務者が一方的に支払い額を決めており、県において妥当性の検証がなされていないもの。) → 早期に証明書類等の提出を求める。 必要に応じて支払い額の見直し。 (8) 物上保証以外に実質的に回収の術がないもの(債権の大部分の回収が見込まれる場合を除く。) (9) 破産手続中のもの、民事再生手続中のもので配当が見込まれるもの(相当額の回収が見込まれる場合を除く。) → 留保型でも債権届を提出。管財人等との連絡を密に取る。
D	割納付しているなど回収可能性がある、または多少の遅延はあるが、ほぼ回収可能と判断されるもの	(11) 分割で支払われているもので全額回収の可能性が高いもの ① 自治令による履行期限の延長(分割納付)を行ったもの ・無資力等 ② 事実上の分割納付(所得証明等の資料の提出を受けて、県において組織的にその支払い額が妥当と認識しているもの) ・無資力等 ③ 事実上の分割納付(分納誓約書の提出がなく、あるいは債務者が一方的に支払い額を決めており、県において妥当性の検証がなされていないもの。)
Е	未納理由等を把握していないなど回収可能性の判断が困難又は不明なもの	 (12) 調査・交渉が十分でないもの → 暫定的な位置づけであり、早めに状況を把握し、他のカテゴリーへ分類 ① 形式的な文書送付のみで実質的な交渉をしていないもの ② 保証人へ請求していないもの ③ 死亡を確認しているが、相続人を把握していないもの等

※ 「債権回収会社等に委託しているもの又は予定のもの」も、状況に応じて分類。

8 民法(抜すい)

(時効の援用)

第 145 条 時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。

(時効の利益の放棄)

第146条 時効の利益は、あらかじめ放棄することができない。 (時効の中断事由)

- 第147条 時効は、次に掲げる事由によって中断する。
- 一 請求
- 二 差押え、仮差押え又は仮処分
- 三 承認

(消滅時効の進行等)

- 第166条 消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。
- 2 前項の規定は、始期付権利又は停止条件付権利の目的物を占有する第三者のために、その占有の開始の時から取得時効が進行することを妨げない。ただし、権利者は、その時効を中断するため、いつでも占有者の承認を求めることができる。(債権等の消滅時効)

第167条 債権は、十年間行使しないときは、消滅する。